

ポスト

令和7年9月30日
金融庁

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等について

本日、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等（別紙1～2）が公布・施行されましたのでお知らせいたします。

【改正の概要】

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、無尽業法施行規則（昭和6年大蔵省令第23号）、信用金庫法施行規則（昭和57年大蔵省令第15号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成5年大蔵省令第10号）、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）、労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令第1号）について、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表（令和6年9月13日、企業会計基準委員会）及び昭和38年大蔵省令第59号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正（令和7年3月24日、金融庁）等を踏まえ、業務報告書等の書式を定めている各別紙様式の用語及び「記載上の注意」を改正するもの。

※上記については、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表において、令和7年7月1日（火曜）から令和7年7月30日（水曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。その結果、本件に関する特段の意見はございませんでした。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

※「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」及び「労働金庫法施行規則の一部を改正する命令」については、施行日に係る経過措置を設けておりますので、附則をご参照ください。

（別紙1）  [銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)

（別紙2）  [労働金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）

監督局監督調査室（内線3314、3889）

【本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先の他、各担当部局から対応させていただくことがあります。】

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スF
S
A（広
報誌）

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[> |](#) [> |](#) [> |](#) [> |](#) [> |](#)

[> |](#) [>](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000